

懲戒処分の公表

令和2年7月17日

豊橋市長 佐原 光一

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	環境部
職種又は職務の級	技手
年齢	39歳
性別	男
処分内容	戒告
処分理由（事案概要）	
（概要） 令和2年5月6日（水）午前10時22分頃、公務中に公用車を運転中、豊橋市東小鷹野2丁目9番地付近にて、指定速度40km/h制限のところ33km/h速度超過違反をした。	
（処分理由） 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和2年7月17日

所属の部局	都市計画部
職種又は職務の級	技師
年齢	32歳
性別	男
処分内容	停職 3月
処分理由（事案概要）	
（概要） 令和2年5月7日（木）午前7時40分頃、出勤途中で、豊橋市内のコンビニエンスストアにて、商品3点（計489円）を万引きしたところ、店員に呼び止められ、その場で警察に通報、逮捕された。	
（処分理由） 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和2年7月17日